

「下北北部地区換地計画事務第7号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和6年8月8日

下北地域県民局長

記

1 業務名

下北北部地区換地計画事務第7号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営下北北部地区中山間地域総合整備事業に係る換地計画樹立に必要な作業及び資料の作成等を行うことを目的とする

(2) 概要

換地計画 一式

確定測量 一式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1-8

下北地域県民局地域農林水産部農村整備課 担当 平野、米村

TEL : 0175-22-3225 (直通) FAX : 0175-22-3212

## 下北北部地区換地計画事務第7号委託 応募要領

### 1 業務名

下北北部地区換地計画事務第7号委託

### 2 業務の目的

本業務は、県営下北北部中山間地域総合整備事業に係る換地計画の樹立に必要な作業及び資料の作成等を行うことを目的とする。

### 3 業務の内容

別添業務仕様書のとおり

### 4 履行期限

契約締結日の翌日から令和7年3月21日(金)までとする。

### 5 応募資格

公募に応募できるものは、次の(1)及び(2)の双方に該当するものとする。

#### (1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体(公益法人を含む。)のいずれかに該当する者

#### (2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号)第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者(企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。)、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領(平成13年4月1日施行)に規定する資格を有する者(企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。)、または、令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。(企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号)等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店または支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、土地改良換地士(土地改良法(昭和24年法律第195号)第52

条第4項で規定する者)の資格を有する者、確定測量業務においては測量士(測量法(昭和24年法律第188号)第49条第1項の規定に従い登録された者)の資格を有する者であること。

## 6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し、5(2)のエ〜カに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

### (2) 提出期間

令和6年8月9日(金)から令和6年8月21日(水)まで  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。  
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)

前年度から過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

### (2) 提出方法

様式第2号により作成した企画提案書を、12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により1部提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

### (3) 提出期間

令和6年8月9日(金)から令和6年8月26日(月)まで  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 8 企画提案書を特定するための評価基準(別添「評価基準及び留意事項」参照)

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性(別添「評価基準及び留意事項」参照)

ア 過去10年間の同種業務の実績(同種業務とは、3(1)に示す内容のものとする。)

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性(見積書による。)

## 9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和6年9月2日(月)までに通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く。)以内に下北地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1-8

下北地域県民局地域農林水産部農村整備課 担当 平野、米村

TEL: 0175-22-3225 (直通) FAX: 0175-22-3212

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 下北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

## 10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。  
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、下北地域県民局長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和6年8月21日(水)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

## 11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、4,807 千円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、下北地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
- ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

## 12 応募・照会等窓口

〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1-8

下北地域県民局地域農林水産部農村整備課 担当者 平野、米村

TEL：0175-22-3225（直通） FAX：0175-22-3212

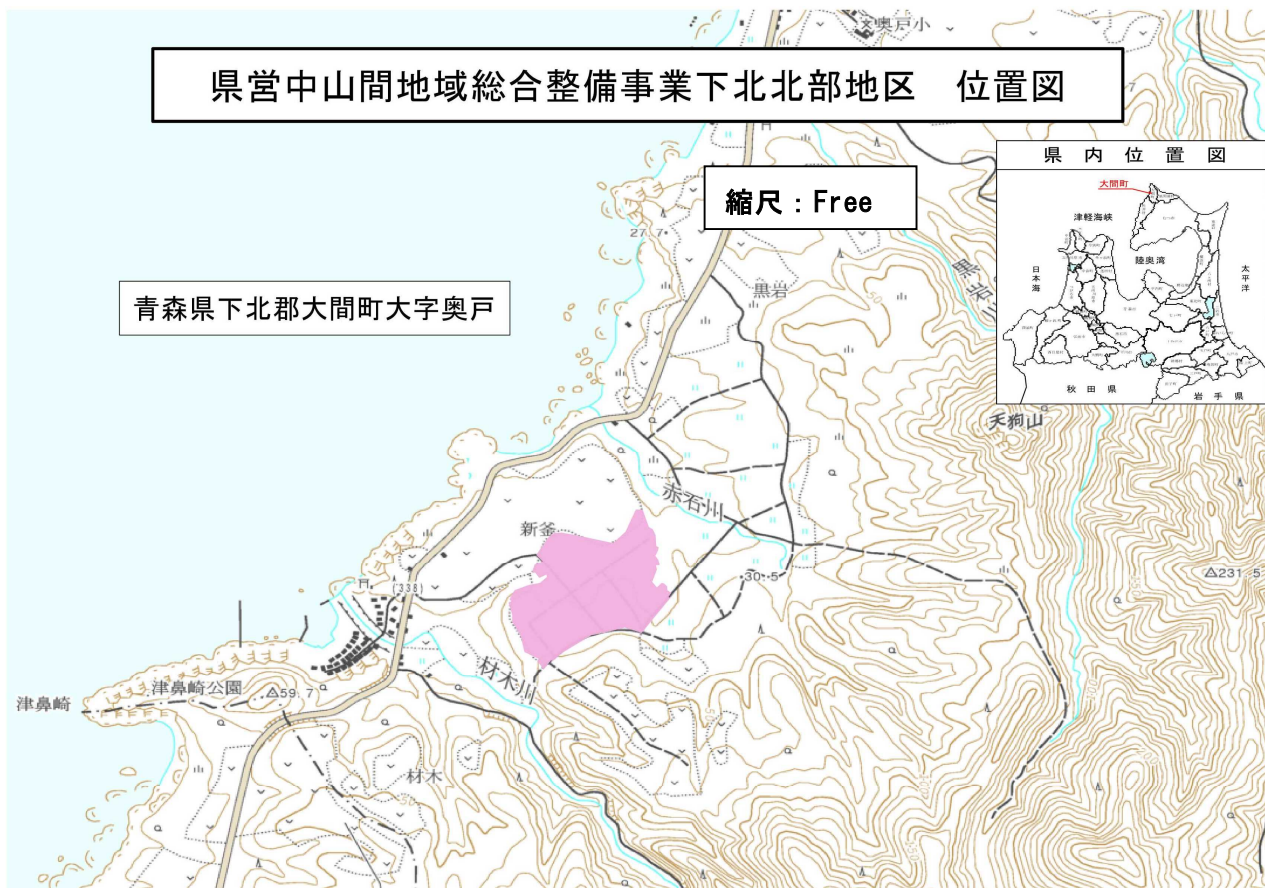
(参考資料)

## 本地区の概要等

業務名：下北北部地区換地計画事務第7号委託

### 1 本業務の場所

青森県下北郡大間町大字奥戸地内（下の地図に示すとおり）



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

### 2 本地区の特記仕様書は次のとおりである。

# 特記仕様書

業務番号 : 下農水(委)第2号

---

事業名 : 県営下北北部地区中山間地域総合整備事業

---

業務名 : 下北北部地区換地計画事務第7号委託

---

業務場所 : 下北郡大間町大字奥戸 地内

---

履行期間 : 契約締結の翌日 ~ 令和7年3月21日

---

## 第 1 章 総 則

### (適用範囲)

第 1 条 本業務は、測量業務共通仕様書（青森県県土整備部）、農村整備設計業務共通仕様書（青森県農林水産部）」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

### (業務目的)

第 2 条 本業務の目的は、県営下北北部地区中山間地域総合整備事業における換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を行うものである。

### (業務場所)

第 3 条 業務場所は、次に示すとおりである。  
下北郡大間町大字奥戸地内

### (業務内容)

第 4 条 業務内容は、次のとおりである。

- 1 換地計画事務  
換地計画原案作成
- 2 確定測量業務  
境界調査、一筆地測量、地積測定、確定図の作成

### (定めなき事項)

第 5 条 この特記仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

## 第 2 章 作 業 条 件

### (業務上の留意事項)

第 6 条 業務委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の業務上の留意事項は、次のとおりである。

#### 1 換地計画事務

- (1) 換地計画事務に従事する換地技術者のうち、管理技術者（地区担当換地士）には土地改良換地士（土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第4項で規定する者）を配置すること。
- (2) 土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則等関係法令を遵守するとともに、「最新版換地関係通知集」、「土地改良換地の実務」（ともに全国土地改良事業団体連合会発行）及び調査職員の指示したものを参考図書として業務を行うこと。
- (3) 青森県県営土地改良事業換地計画関係事務実施要領に基づき業務を進めること。
- (4) 本業務の一部は、新釜地区ほ場整備組合の換地及び評価委員会で行うこととし、その経費については、別添参考のとおり委員経費として計上している。

なお、委員の日額は、青森県の令和6年度委員経費基準日額で算定している。

#### 2 確定測量業務

- (1) 確定測量業務に従事する測量技術者のうち、管理技術者には測量士（測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項の規定に従い登録された者）を配置すること。
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）その他関係法令を遵守するとともに、「最新版確定測量関係通知集」（全国土地改良事業団体連合会発行）及び調査職員の指示したものを参考図書として業務を行うこと。
- (3) 確定測量の工程管理及び検査の方法については、平成10年3月31日付け10構改B第210号構造改善局長通知「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙3「確定測量工程管理及び







(作業の留意点)

第9条 本業務実施における作業の留意点は、次のとおりである。

1 換地計画事務

業務内容	作業の留意点
換地計画原案作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村界・字界の変更につき関係市町村と協議すること。</li><li>・換地計画原案図は、土地改良事業計画の計画図を基図として所有者名、耕作者名等を表示して作成すること。</li><li>・換地計画原案図に基づいて換地の団地指標を調査・記入すること。</li><li>・各筆調書及び名寄帳は、換地の大字名、字名、仮地番、地目、地積、所有者、耕作者等を記入して作成すること。</li><li>・集落説明会では、農地集団化の必要性、換地設計基準を充分理解させたいので、換地計画原案の説明をすること。</li></ul>

2 確定測量業務

- ・業務に使用する測量機器等は、国土交通省国土地理院測量機器性能基準及び同省公共測量作業規程による適合機種であることとする。

業務内容	作業の留意点
境界調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・境界測量は、確定測量調査図を作成すること。</li><li>・測量標の規格は次による。材質：木又はプラスチック、形状：4.5cm×4.5cm×45cm（所有者が異なる筆界にはプラスチック杭を設置する。）</li></ul>
一筆地測量	<ul style="list-style-type: none"><li>・現地での作業は、交通、利水、その他公益に十分注意するとともに、委託者の指示に反して生じた器物破損又は耕地、農作物等の踏み荒らし、損傷等については、すべて受託者の責任において速やかに復旧又は補償すること。</li></ul>
地積測定	<ul style="list-style-type: none"><li>・地積測定は、原則として座標法による。</li><li>・地積測定を数値三斜法で行う場合は、求積図を作成すること。</li></ul>
確定図の作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・平板確定図複製図は、土地改良区の区域である場合は2部作成すること。</li><li>・国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の承認申請区域図も併せて作成すること。</li></ul>

(現地作業の留意点)

第10条 現地での作業上特に留意する点は、次のとおりである。

- 1 作業は、迅速かつ的確に行うものとし、農作業の支障とならないように注意すること。
- 2 関係者からの異議苦情が解消できない見通しである場合は、速やかに報告すること。



## 2 確定測量業務

業務内容	成果品	部数	品質・サイズ等	電子成果品の仕様
境界調査	確定測量調査図	1部	1/1,000	オリジナルファイル
一筆地測量	観測手簿	1部	A-4	—
	計算簿・精度管理表・成果簿	1部	A-4	—
地積測定	計算簿・地目別筆数面積表・精度管理表・成果簿	1部	A-4	—
確定図の作成	確定測量図（電子成果品のみ）・筆界点番号図	1部	1/1,000	オリジナルファイル
	平板確定図	1部	ホ <sup>レ</sup> リステルフィルム#500、400mm×495mm又はA3判	地図XML又は地籍フォーマット2000
	平板確定図複製図	2部	ホ <sup>レ</sup> リステルフィルム#500、400mm×495mm又はA3判	地図XML又は地籍フォーマット2000
	平板確定図一覧図	1部	1/10,000、1/5,000又は1/2,500	オリジナルファイル
	認証申請区域図	5部	1/25,000又は1/50,000	オリジナルファイル
	位置図	1部	A-4（1/25,000又は1/50,000）	オリジナルファイル
業務打合せ	業務打合簿	1部	A-4	—

※ オリジナルファイル…CAD、ワードプロセッサ、表計算ソフト等で作成した電子データ

※ 確定測量業務における成果品の作成にあたって、次に留意すること。

### (1) 2級～4級確測基準点測量、一筆地測量、地積測定

ア、観測簿及び計算簿の点検及び検査については、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙3「確定測量工程管理及び検査要領」によること。この場合、自己点検については特に留意して行うものとする。

イ、観測簿及び計算簿は、原則として鉛筆は使用しないこと。

ウ、確測基準点網図の縮尺は1/25,000（1級及び2級のみ）、1/10,000、1/5,000又は1/2,500を標準とし、測量地域の規模あるいは地形的条件に適したものとする。

エ、2級確測基準点測量の測量成果については、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けること。

### (2) 境界調査

ア、確定測量調査図は、X軸方向に600mm、Y軸方向に800mmの図隔により、さらに法第14条地図の規格である300mm×400mmが収まるよう作成する。

### (3) 確定図の作成

ア、確定測量図は、大字、小字、仮地番、方位及び縮尺等を記入すること。

イ、確定測量図・筆界点番号図は、X軸方向に600mm、Y軸方向に800mmの図隔により、さらに法第14条地図の規格である300mm×400mmが収まるよう作成する。

ウ、平板確定図一覧図の縮尺は、原則として3級及び4級確測基準点網図の縮尺と同一とすること。

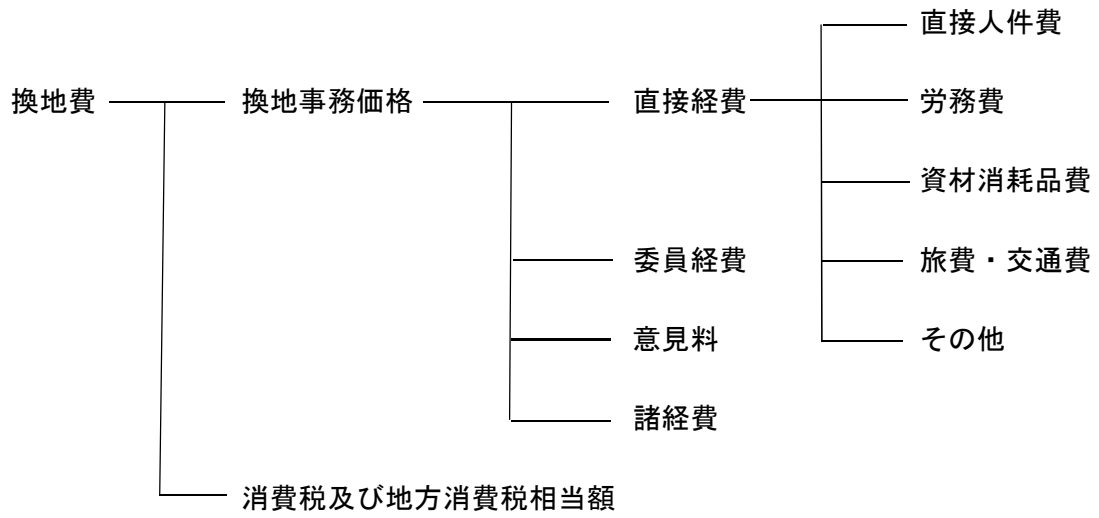
エ、平板確定図（複製図含む）は、国土調査図面（法第14条地図）と同じ縮尺とし、品質はホ<sup>レ</sup>リステルフィルム#500とすること。

オ、認証申請区域図の縮尺は1/25,000又は1/50,000を標準とし、測量地域の規模あるいは地形的条件に適したものとする。

カ、位置図の縮尺は1/25,000又は1/50,000を標準とし、測量地域の規模あるいは地形的条件に適したものとする。

(参考)

## 1 経費の構成



## 2 委員経費について

ア 積算上の委員経費基準日額は、次のとおりである。

基準日額： 5,700 円

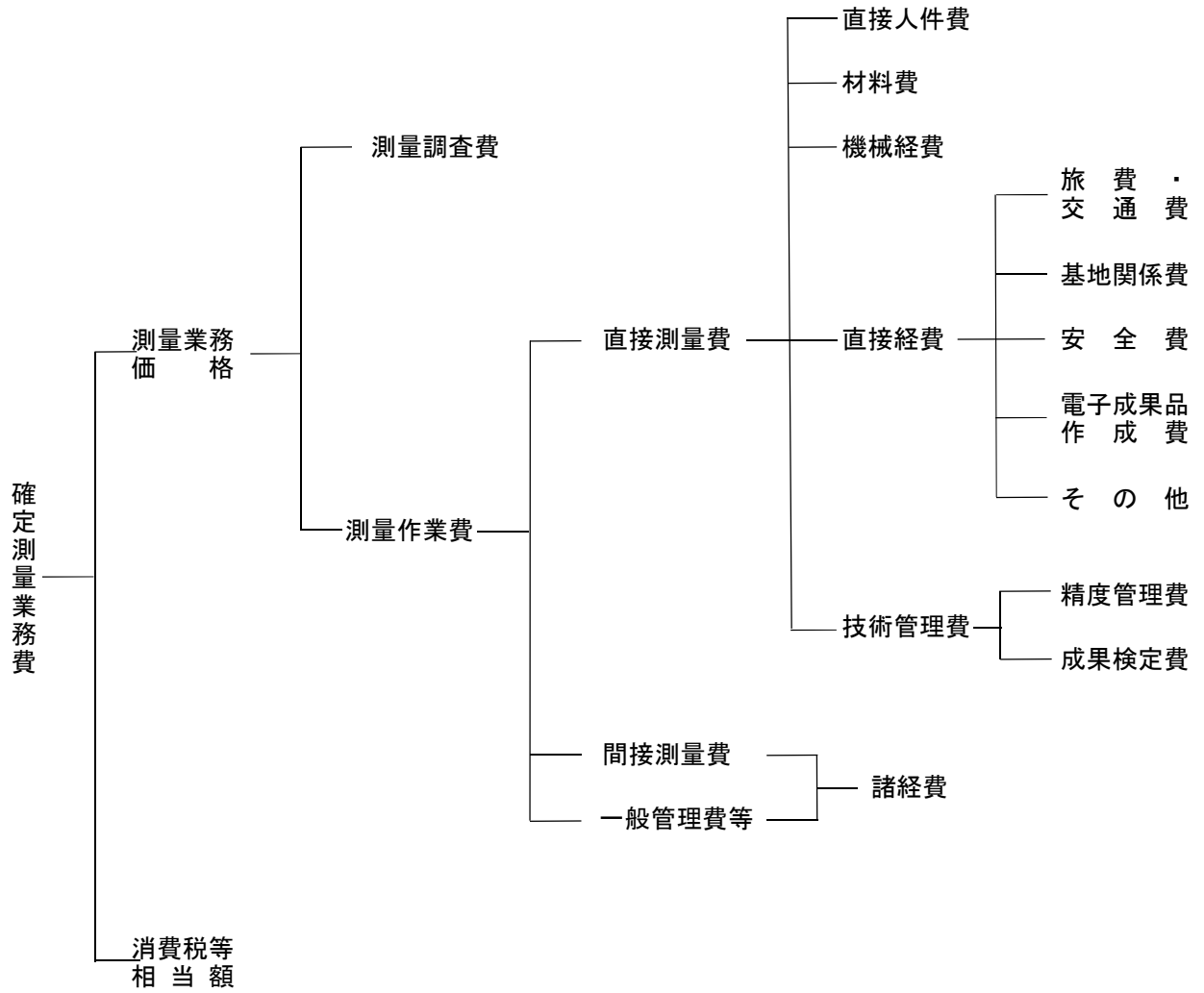
イ 積算上の委員数は、次のとおりである。

委員数： 10 人

ウ 委員経費の員数は、次のとおりである。

(1) 換地計画原案作成 41.84 人

### 3 確定測量業務費の構成



別添 評価基準及び留意事項

(評価基準)

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店または支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点	
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	点	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）		
	①過去10年間で5件以上の実績あり		10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり		5点
	③過去10年間で実績なし		0点
	技術者評価〔13点満点〕		点
	(1) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）		
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点	
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点	
	③上記以外	0点	
(2) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	点		
①各団体の目標(推奨)単位数を満たしている		6点	
②各団体の目標(推奨)単位数の半数以上を満たしている		3点	
③上記以外	0点		
	30点×技術力評価得点/技術力評価満点	点	
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	点	
合計 (100点)		点	



(様式第1号)

番 号  
年 月 日

下北地域県民局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

参 加 表 明 書

「下北北部地区換地計画事務第7号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領 5 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

下北地域県民局地域農林水産部長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

企画提案書の提出について

「下北北部地区換地計画事務第7号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1部

(担当者)  
所属／部署  
氏名  
電話／FAX  
E-mail

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

下北地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「下北北部地区換地計画事務第7号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名： 下北北部地区換地計画事務第7号委託

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

- ① 換地処分に係る業務
- ② ①の事務を行うまでの換地計画の樹立に必要な業務
- ③ ①及び②以外の業務は、「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

## 配置予定管理技術者の能力

業務名： 下北北部地区換地計画事務第7号委託

会社名：

### 1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

### 2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

### 3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	取得年数	取得単位数

#### 【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名： 下北北部地区換地計画事務第7号委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)						備 考
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	

(別紙1)

### 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2年 90 ユニット／3年 120 ユニット／4年 150 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年